

潮来市条件付一般競争入札（電子入札）の注意事項

潮来市総務部財政課管財グループ

- 1 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令及び潮来市財務規則等の関係条項を遵守すること。
- 2 潮来市発注の条件付一般競争入札における「電子入札」の手法は、試行的に実施するものであり、以降の条件付一般競争入札のすべてに適用するものではない。今後において、入札制度の透明性の確保や競争性あるいは公共工事品質の適正化を図るため変更する場合がある。
- 3 条件付一般競争入札参加資格確認申請
申請書は、本資料に示す様式及び電子入札システム（以下「システム」という。）よりダウンロードしたものを使用すること。また、申請の方法等は、入札公告により異なる場合があるので注意すること。
- 4 申請の取下げ・入札の辞退
入札書を提出する前である場合、電子入札システムにより届け出ること。
入札書を提出した後である場合、入札書の撤回となる申請の取下げ及び辞退は認めない。
- 5 入札及び開札時の注意事項
 - ・ 再度入札は1回とする。
 - ・ 一度提出した入札書の差替え、撤回又は追加はすることができない。
 - ・ 内訳書の提出要件がある場合は、入札書に内訳書を添付すること。
内訳書の形式は、閲覧・貸出用の設計図書に示すものとする。
内訳書は、金抜き設計書に「○」の印がある部分を積算し提出すること。
 - ・ 低価格制限基準額を設定している場合、下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - ・ 入札参加者は、開札の立会いを申し込むことができる。
この場合、開札日前日の午後5時までには財政課管財グループまで連絡すること。
- 6 事後審査に関する事項
 - ・ 落札候補者は、執行日翌日の12時まで（休日の場合は休日明け）に必要な書類を持参により提出すること。
 - ・ 必要書類を提出しない場合は、落札候補順位次点のものを落札候補者とする。
 - ・ 申請書等について虚偽の事実があった場合、落札候補順位次点のものを落札候補者とし、虚偽を記載したものに對し、指名停止等の措置をとるものとする。
- 7 契約に関する事項
 - ・ 契約の締結 落札候補者が事後審査の完了及び落札決定の通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内に、市で定める建設工事請負契約書を2部提出し、契約を締結すること。
 - ・ 請負代金の支払い 原則、工事完成払い ※契約時に、部分払いの約定がある場合はこの限りではない。
 - ・ 前払金有りの場合 前 払 金の割合・・・40%以内
中間前払金の割合・・・20%以内
 - ・ 契約書の添付書類 ①工程表
②現場代理人及び主任（監理）専門技術者選（改）任届

※主任技術者又は監理技術者としての資格は、入札参加申請時以前に3ヶ月以上の直接的雇用関係を有する、その会社の従業員または役員であることとする。なお、雇用関係等を確認するため、落札候補者は、下記記載の書類（写し）のいずれかを事後審査時に提出すること。

10 その他

- ・書類作成及び提出については、公告及び注意事項を確認し、遺漏のないようにすること。
- ・入札公告又は契約の際に指示された事項を遵守すること。
- ・電子入札による入札書等の提出については、特別な注意を払うこと。
- ・ＩＣカードの有効期限を十分に確認し、開札日まで有効なもので入札に臨むこと。（開札時点で期限が切れている場合、開札することができないため。）
- ・電子入札にあたっては、いばらき電子入札共同利用のウェブサイトに掲載されている事項を確認しておくこと。

（ＵＲＬ：<http://ppi.cals-ibarakig.jp/>）

- ・紙入札方式参加承諾願により、紙入札方式の承諾を得たときは、本資料と併せて確認し、遺漏のないようにすること。